

大和町物価高騰対応重点支援事業 「たいわ暮らし応援商品券事業」実施要綱

1. 目的

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援の目的として、生活者支援及び消費の下支えを目的とした町内店舗で使える商品券を配布するもの。

2. 実施主体

(1) 事業・商品券の配布

大和町

担当課：大和町商工観光課（大和町吉岡まほろば1丁目1-1 TEL 022-345-1184）

(2) 取扱店及び換金

くろかわ商工会 会長 佐々木久夫

事務局：くろかわ商工会大和事務所（大和町吉岡南2丁目4-10 TEL 022-345-3106）

3. 商品券の概要

(1) 商品券の名称

たいわ暮らし応援商品券

(2) 発行総額

140,000,000円

(3) 発行数

28,000セット

（1セット5,000円（額面1,000円券5枚綴り））

(4) 使用期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）まで

4. 商品券の配布方法等

(1) 配布期間

令和8年3月下旬より順次配布

(2) 配布方法

全世帯に世帯主宛に送付（配布者内訳添付）

5. 商品券取扱店

(1) 参加資格

くろかわ商工会の会員で、大和町内に店舗・事業所等を有する事業者。

但し、非会員であっても、本事業への参加申込と同時に商工会への加入申込を提出した場合は、会員として取り扱うものとする。

(2) 募集方法

くろかわ商工会の会員で、大和町内に店舗・事業所を有する事業者宛に取扱店の募集案内を発送。

くろかわ商工会ホームページへ掲載。

※アサヒナ十三郎商品券とは別事業扱いとなるため、取扱店を希望される事業所全てにおいて、申込書を記入頂くこととする。

(3) 募集期間

取扱店募集案内到着後～令和8年1月20日(火)までとする。

なお、1月20日(火)までの受付分については、チラシ等に取扱いとして掲載可能とし、実施期間中も随時受付ける。

(4) 申込方法

商品券の取扱いを希望する事業者は、別紙「たいわ暮らし応援商品券取扱店申込書」に必要事項を記入・捺印の上、くろかわ商工会大和事務所へFAX又は郵送等により申し込む。

但し、非会員においては商工会への加入申込も併せて提出すること。

(5) 取扱店の周知

チラシ、ポスターへの掲載、大和町ホームページへの掲載し周知を行う。

また取扱店ポスターの店頭掲示による周知を行う。

6. 商品券の取扱について

(1) 使用期間

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)まで ※期限後は無効

(2) 使用方法

商品の販売、役務の提供及びサービスの提供を対象に、現金と同様の扱いとして引き受ける。ただし、現金は支払わない。

(3)商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

①公共料金又は公租公課

②換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手等）

③たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する
製造たばこ

④不動産取引

⑤出資や債務の支払い

⑥仕入等の事業用取引

⑦公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分

⑧その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサービスの提供

7. 商品券使用の厳守事項

(1) 本券は、大和町内の商品券取扱店のみで使用できます。

(2) 本券は、現金とはお引換いたしません。

- (3) 本券に発行者名の記載及び番号のないものは無効です。
- (4) 本券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。
- (5) 本券では釣り銭は支払われません。

8. 商品券の換金について

(1) 換金方法

取扱店が毎週金曜日までにくろかわ商工会大和事務所へ使用済み商品券と所定の請求書を添えて請求する。

請求された金額は**指定預金口座**に翌週金曜日に振り込むものとする。

(〆切日が祝祭日の場合は翌営業日とし、振込日も同様とする。)

(2) 換金手数料

換金手数料は徴収しない。

(3) 換金時の振込手数料

換金の際の振込手数料については、本会が負担する。

(4) 換金受付期間

販売開始日から令和8年10月30日（金）までの期間において、午前9時から午後4時の時間帯で受け付けます。（但し、土、日、祝祭日は除く。）